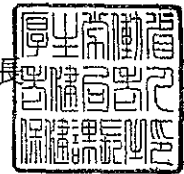




老老発第 0331010 号  
平成 18 年 3 月 31 日

都道府県  
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省老健局老人保健課長



「介護給付費請求書等の記載要領について」等の一部改正について

標記については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準を定める件」（平成18年厚生労働省告示第127号）、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件」（平成18年厚生労働省告示第123号）及び「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件」（平成18年厚生労働省告示第125号）が公布され、平成18年4月1日から適用されることとなった。

これらの改正に伴う通知の改正の内容については、別添のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

(別添)

- 1 「介護給付費請求書等の記載要領について」の一部改正  
別紙1のとおり改正する。
  
- 2 「指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引の取扱いについて」の一部改正  
別紙2のとおり改正する
  
- 3 「栄養マネジメント加算及び経口移行加算等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」の一部改正  
別紙3のとおり改正する。
  
- 4 「認知症専門棟に係る施設基準について」の一部改正  
別紙4のとおり改正する。